

和歌山県工業技術センター「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」
に基づく実施マニュアルの運用について

和歌山県工業技術センター所長
平成 27 年 11 月 11 日制定

標記について、下記のとおり定める。

記

第 2 章（第 4 条から第 7 条まで）関係

第 2 章中各条における責任者及び副責任者は、次の者をもって充てる。

- (1) 最高管理責任者 和歌山県工業技術センター所長
- (2) 統括管理責任者 和歌山県工業技術センター副所長
- (3) コンプライアンス推進責任者 和歌山県工業技術センター副所長
- (4) コンプライアンス推進副責任者 和歌山県工業技術センター部長
- (5) 研究データ責任者 和歌山県工業技術センター企画総務部長
- (6) 研究データ副責任者 和歌山県工業技術センター企画総務部長を除く部長

第 11 条関係

第 11 条第 2 項に規定する「最高管理責任者が認めた者」とは、次の者をいう。

- (1) 国、地方公共団体及び独立行政法人等の公的機関
- (2) 学校法人、公益財団法人、一般財団法人、国際組織及び外国企業等
- (3) 電気、ガス、水道、電話及び郵便に係る事業者
- (4) 弁護士、特許、税理士の事務所等
- (5) 同項に規定する「競争入札の参加資格審査申請において、当該資格を有する者」ではないが、本マニュアル制定前から和歌山県工業技術センターとの間で、既に契約実績のある者
- (6) 第 1 号から第 5 号までに掲げるもの以外で、最高管理責任者が、特に、誓約書の提出の必要がないと認めたもの

第 12 条関係

第 12 条第 1 項の通報窓口は、次のとおりとする。

和歌山県工業技術センター企画総務部技術企画課
住所 〒649-6261 和歌山県和歌山市小倉 60
電話 073-477-1271
ファクシミリ 073-477-1271
URL <https://www.wakayama-kg.jp/contact/mailform/>

第 30 条関係

第 30 条第 1 項に規定する内部監査の事務は、企画総務部が所掌する。